

## 青年部会委員会規定

### (委員会の設置)

第1条 本部会は部会の運営及び事業推進を円滑に実施する為に次の委員会を置く。

1. 総務交流委員会
2. 会員交流委員会
3. 地域交流委員会
4. 経営交流委員会

### (委員会の所定任務)

第2条 各委員会の所定任務は次の通りとする。

全委員会共通として、綱領・指針にのっとった活動をおこなうものとする。

各委員会独自の内容として

1. 総務交流委員会
  - (1) 定時総会、臨時総会の設営と運営を行う。
  - (2) 事務局の管理、名刺や手帳の作成ほか総務全般を行う。
  - (3) 他単会、県連との交流の窓口となり合同事業などの企画及び渉外全般。
2. 会員交流委員会
  - (1) 家族を含めた交流の機会をつくり日頃の感謝を表すと共に青年部活動への理解と協力を得る。
  - (2) 会員の増強に努め、積極的な参加を促す。
3. 地域交流委員会
  - (1) 地域社会の活性化を促進する事業に積極的に参加する。
  - (2) 青年部会以外の団体等との交流の機会を設ける。
  - (3) 地域商工業発展促進のための調査提案及び、事業の立案。
4. 経営交流委員会
  - (1) 経営問題等に関する情報の収集と研究に取り組む。
  - (2) 会員の知識及び技術の向上に寄与する為の研修を行い、交流の場を提供する。

(委員会の構成)

第3条 会員は全て何れかの委員会に所属するものとする。  
但し、会長、副会長、専務理事は何れの委員会にも属しないものとする。

(委員会の運営)

第4条 委員長は委員会を代表し、その活動を統括する。  
副委員長は委員長を補佐し委員会活動を円滑ならしめる。

(委員会の開催)

第5条 各委員会は、毎月1回以上委員会を開催する。又、委員会開催後、出席者並び報告事項を文書(議事録)にて、速やかに提出しなければならない。

附則

(改正)

1. 平成29年4月22日、規定を一部改正する。